

広島県告示第八百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、呉市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成十九年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

	上 欄	下 欄
呉市警固屋七丁目二七に隣接する国有地の一部	区 域	町
呉市警固屋七丁目		